

学校協議会の会議の傍聴にあたって

- 1 傍聴者は、会場においては、次の注意事項を遵守してください。
 - (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
 - (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
 - (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
 - (7) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと
- 2 傍聴者は、会場においては、会長又は事務局の指示に従ってください。
- 3 1の注意事項に傍聴者が違反したときには、会長から注意を行います。それでもなお、注意に従わない方には、退場していただくことがあります。